保護者様

岡山県立岡山聾学校

出席停止について

学校において予防すべき感染症は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の取り扱いをいたします。なお、出席停止の期間は、欠席扱いにならないため、治療に専念してください。

　病気が、治癒して登校するときは、医師が記入する「治癒証明書」（下記にあり）を担任まで提出をお願いします。

※治癒証明書には、文書料の必要な場合があります。

※インフルエンザは「インフルエンザ罹患報告書」の提出になるので別の書式でお願いします。

◎学校において予防すべき感染症の種類

|  |  |
| --- | --- |
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、痘そう、ペスト、  マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る）及び鳥インフルエンザの一部 |
| 第二種 | インフルエンザ、百日咳、麻しん、風しん、流行性耳下腺炎、水痘、  咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第三種 | 腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ-157など）、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 |

き　り　と　り

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

治　癒　証　明　書

岡山県立岡山聾学校

　　　　　部　　　　年　　　氏名

病名

出席停止期間　　　　　年　　　月　　日から　　　　　　　年　　　月　　日まで

上記の疾病が治癒したことを証明いたします。

令和　　年　　月　　日

医療機関名

医師名　　　　　　　　　　　　　　　　印